

「普通徴収への切替書」について

甲佐町役場 税務課

所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、地方税法第321条の3の規定により特別徴収義務者の指定を受け、給与支払いの際、住民税を特別徴収しなければならないとされています。

ただし、下記「普通徴収切替書」の理由内容（A～E）に該当する場合に限り、甲佐町においては、普通徴収とすることができます。
該当する場合は、下記「普通徴収切替書」をハサミ等で切り離し、下記の【留意点】を参考に、別添「総括表」と一束にして提出してください。

【留意点】

- 1 該当する項目に対象人数を記入してください。
- 2 この申請書及び異動届以外での「普通徴収希望」は原則認められません。
- 3 給与支払報告書の摘要欄に該当するアルファベットを記入してください。
- 4 乙欄及び退職の場合は、給与支払報告書の所定の欄を記入していただくことで、切替書の提出を省略することができます。
- 5 給与支払報告書は理由順にならべ、別添総括表と一緒に提出してください。

7

令和 年 月 日

個人住民税の普通徴収切替書

甲佐町長 様

A. 退職者・退職予定者	人
B. 他の事業所で特別徴収されている（乙欄給報等含む）	人
C. 給与支払日が不定期	人
D. 事業専従者	人
E. 総受給者数が2人以下	人

上記の理由により、普通徴収による納付を承認願います。
(計 人分)

事業所名

指定番号

※ この様式のあとに、対象者の給与支払報告書を上記理由(A～E)の順に並べて御提出ください。